任意継続組合員・積立額の払戻、解約申込書

令和　　年　　月　　日

新潟県市町村職員共済組合理事長　様

新潟県市町村職員共済組合貯金規則に基づき、下記のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td colspan="2">組合員等記号番号</td><td colspan="2" rowspan="2">退職時の所属所名</td></tr>
<tr><td>記 号</td><td>番　　号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">登録印鑑
＊必ず登録印を
押印してください</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>組合員氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>☐ 一部払戻し
☐ 解　　約
＊解約の場合は、
金額記入不要です</td><td>0 0 0 円</td><td>払戻年月日</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>任意継続組合員
を脱退する日</td><td>令和　　年　　月　　日</td><td>解約年月日
（脱退する日の翌日）</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

【注意事項】

① 任意継続組合員の期間中は、預け入れはできません。
　また、任意継続組合員を脱退した場合は、ただちに解約申込書を提出してください。

② 提出期限と送金日（現職のときと同じです。）
　・払戻し…提出期限：毎月15日です。（ただし、15日が土日祝日の場合は前日。以下同じ。）
　　送金日：当月の25日です。（ただし、25日が銀行休業日は翌営業日。以下同じ。）
　・解　約…提出期限：任意継続組合員を脱退する場合、脱退する日の翌月15日です。
　　送金日：脱退する日の翌月25日です。
　（解約例）　3月31日で任意継続組合員を脱退する場合、4月15日までに解約申込書を提出してください。この場合、解約日は4月1日で、送金日は4月25日となります。

③ 払戻し、解約の振込口座は、任意継続掛金振替口座です。

④ 払戻し、解約の送金日の3日前に「貯金送金通知書」を自宅あてお送りしますので、払戻額、送金日、送金先を確認してください。

⑤ 任意継続組合員の脱退にかかわらず積立貯金を解約する場合は、任意継続組合員資格喪失年月日の欄は空欄にしてください。

⑥ 3月及び9月に決算を行い、4月及び10月に「貯金現在残高通知書」を自宅あてお送りします。

⑦ お問い合わせは、新潟県市町村職員共済組合福祉課　電話：025-285-5414 まで。
　その際は、組合員証の記号番号をお申出ください。

共済組合受付印